



中本議員

比布町内の空き家対策についてお伺いします。

近年比布町内で管理されていない空き家が目立つようになりました。

また、不動産会社が管理している物件でも建物周辺の草刈りや修繕などがなされず、防犯上、衛生面、また台風や大雪などの自然災害発生時には、近隣住民に大きな被害を及ぼす可能性のある物件が見受けられます。

国土交通省は、「空き家対策特別措置法案」を示し、空き家

対策の策定を市町村の責務と規定し、市町村に対し所有者を把握するための立入調査や倒壊の恐れのある空き家について、除去や修繕の命令を出す権限を付与するとしています。

比布町も早急に管理をされていない空き家の実態を調査し策定を急ぐべきと考えます。町長



Q

空き家対策について

A

空き家状況についての調査を

計画しています

の考え方を伺います。

伊藤町長

近年本町において相続などにより老朽化が進み適切に管理されていない空き家が増加傾向にあることは認識しています。

防災、衛生、景観など、地域住民の生活に影響を及ぼしていることから、その生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、「空き家対策特別措置法案」提出などの検討がされていることも承知をしています。

なお、この法案については、まだ国会で審議されていませんので、本町でも情報収集の段階です。ご理解願います。

本町に於けるこれまでの対応としては、周辺住民から連絡を受けた場合など、草刈りや屋根の雪下ろしについて所有者に処置を促すほか、業者を紹介し建物の取り壊しに至った個別事案も

ありました。

まずは少子高齢化などの要因により、空洞化が進むことが予想される市街地中心部の空き家の状況について調査することを今年度計画しており、現状把握とデータ化に努めるとともに、今後の施策を検討するうえでの基礎資料とし活用したいと思っております。

しかし、行政がどこまで踏み込んでいいのか、あくまでも所有者の責任において処理していただくことが基本だと思えますが、危険の排除ということはいかなければならないと思います。全国的な課題であることから、近郊町や様々な角度から情報を収集し、最良の対応と対策を検討したいと思えます。

遠藤八議員

医療・介護総合法案が国会で審議されていますが、その内容は本人と家族の責任に追いやる診療報酬の改定とあわせて、患者を在宅医療や介護へ誘導するものです。

特養の入所対象者を今の要介護1から、原則要介護3以上にせよ、一定の収入がある人の利用料を1割から2割に増やす提案がされています。

地域で医療や介護が受けられる「地域包括ケア」をつくると言いますが、介護職員が不足している中、比布町では、どのように対応していくのか、今の対策を含めて、町長に考えを伺います。

①地域における効率的かつ効果的な医療供給体制について  
②施設建設で保険料の高騰を直接反映されないよう国や道に求めることについて

③個人情報保護により高齢者の氏名、住所、年齢、性別の4情報を知らせて活動に弾みをつけてはどうでしょうか。

伊藤町長

町としては、国の動向を注視するとともに、第6期比布町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の中でしっかりと議論を深め、町として円滑な介護サービスの体制づくりを進めて参りたいと思っております。

①独自政策としては、将来的な医療ニーズの見通しを踏まえ道が策定する、地域にふさわしいバランスのとれた地域医療ビジョンのもと、本町の実態に合った効果的な医療提供や高齢者ニーズに可能な限り答えて参ります。

②施設建設と保険料の関係については、平成27年度から給付費公費50%負担に加え、保険料軽減を行う仕組みづくり

A

医療・介護総合法案改正による

在宅介護について

住み慣れた地域で安心して住み

続けられる町を目指します

します。

伊藤町長

私は、施設を持つことには有り難いと思いますが、施設の経営に乗り出し、そちらに労力が割かれることになるかと、少し懸念があります。

確かに施設入所を必要とし、待機していることは間違いないと思っております。施設の必要性というのは、この時代背景であれば必要だという認識は持っています。ただ、住み慣れた地域で住み続けることができるという事が一番理想的な形だというふうに私は思います。今、保健福祉課の方で色々調査をさせています。比布町に必要な形のものを選択していきたいと思っております。



市街地中心部で危険とされた空家を撤去し、整備した駐車場